

＊審議会等議事概要

平成２７年度 第１回 滝川市都市計画審議会 議事概要

日 時	平成２８年２月５日（金曜日）午前１０時００分～午前１１時００分
開催場所	滝川市役所 ５階 庁議室
出席者	岡部 豊会長、田端千裕委員、木幡孝雄委員、谷口正樹委員、内海康弘委員 堀 重雄委員、井上正雄委員、渡邊龍之委員、東元勝己委員、芝 雅春委員 事務局等：前田康吉市長、大平正一部長、千葉 豊課長、岡崎卓哉係長、 東 忠司主任技師、内田喜大主任技師
議 事	１ 開会 （事務局長） 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 只今より、滝川市都市計画審議会委員の辞令交付並びに平成27年度第１回都市 計画審議会を開催いたします。 次第に沿いまして、滝川市都市計画審議会委員の辞令交付を行います。市長 が順次、辞令書をお渡しに参りますので、その場でお受け取りください。 ２ 辞令交付 ３ 市長挨拶 市長から、滝川市都市計画審議委員の受任のお礼と諮問２件が本日の主とな りますので、各委員に対してよろしくお願いしたい旨あいさつがあった。 ４ 役員選出 （事務局長） 続きまして、都市計画審議会条例第５条により、新役員の選出を行います。 議事進行に当たり仮議長は特段決めがございませんので、市長が務めたいと 思いますよろしいでしょうか。 （委員） 異議なし （事務局長） それでは、市長よろしく願いいたします。

(市長)

それでは、私が議長を務めさせていただきます。役員の選出ですが、会長職は学識経験者の1号委員5名の中から、副会長職は全ての委員の中から互選で選出することとなっていますが、いかがいたしましょうか。

(委員)

会長職には、滝川市行政に長年つとめられ、市の行政に精通し、都市計画について豊富な経験をお持ちである岡部委員を推薦いたします。

また、副会長職には、都市計画審議委員として長年つとめられてきた田端委員を推薦いたします。

(市長)

ただ今、井上委員から指名推薦していただきました、会長には岡部委員、副会長には田端委員と言うことですが、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし

(市長)

会長は岡部委員に、副会長は田端委員に、お願いいたします。

ここで、会長の岡部様、副会長の田端様からご挨拶をお願いいたします。

5 会長挨拶

(会長)

ただ今、ご承認いただきました滝川都市計画審議会の会長を務めさせていただくことになりました岡部と申します。現在滝川市を取り巻く都市の環境は大きく変化しております。人口の減少、少子高齢化、また中心市街地の空洞化、などありますけれども、今後これらの問題を解決していかなければならないと考えております。委員の皆様とともに、まちづくりを進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

6 副会長挨拶

(副会長)

ただ今、副会長に推薦していただいた田端です。微力ながら少しでもまちづくりのお役に立てればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(市長)

岡部会長、田端副会長には重責あるお立場を引き受けていただき、誠にありがとうございます。それぞれの持てる豊富な経験をこれからのあるべき「まちの姿」へとお導きいただきますようお願い申し上げます。

(事務局長)

以上をもちまして、役員選出を終了させていただきます。

7 議事

(事務局長)

次に、次第7番目の議事に移りますが、これより、平成27年度第1回都市計画審議会として進行させていただきます。

先ず、定数報告ですが、当審議会委員10名中、全員の出席がありましたので、滝川市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、当審議会は、成立したことをご報告申し上げます。

市長より、会長へ諮問書をお渡し願います。

会長へ諮問書を渡した後、市長が他の公務のため退席。

8 諮問第1号

滝川都市計画地区計画の変更について

(事務局)

配付資料に基づき、「滝川都市計画地区計画の変更」について内容説明を行った。

(会長)

諮問1号の説明が終わりました。何か質疑・意見等ございませんか。

(委員)

地区計画変更は、用途地域などの都市計画変更とどのように違うのか教えてもらいたい。

(事務局)

都市計画変更と地区計画変更との違いですが、地区計画も同じ都市計画変更の中の一つとなっております。例えば用途地域であれば、この地域にこのような建物が建てられるとの決まりがあるのですが、さらにルールを上乗せして、都市計画変更を行うのが地区計画変更となります。基本的な都市計画に補完して行う都市計画が地区計画変更となります。

(委員)

地区計画は、滝川市の独自に行う規制であっても、北海道に届出を出さなければならないのか。

(事務局)

地区計画は、滝川市独自のルールであり、他のまちにはないルールになっております。都市計画変更の手続きを行う上で、どうしても北海道との協議が必

要となりますので、変更内容について北海道と協議を行っています。

(会長)

滝川市内には用途地域が指定されておりますが、滝川市では、この上にもう一つの地区計画という網をかぶせて、規制の強化を行っています。

地区計画は、その地域の一つのブロックに対して規制を強めているだけであって、その範囲を外れると規制がなくなります。地区計画では、高さ制限や色彩制限を受けます。例えば地区計画の範囲内であれば、10m以上の高さの建物は立たないという制限を受けていますが、他の我々が住んでいる一住などでは、高さの制限がないため、10m以上の建物は建てることができます。

(委員)

我々が審議している都市計画は、非常に滝川市の発展のために大事な役割があります。規制が掛かるということは、まちづくりを行う面では非常に重要なものであるが、工場の誘致などを行うなど、何かを行うときに規制があるためできないということがないようにしなければならない。バイパス周辺が発展したのは、当時規制がなかったことが大きい。今後も規制があるために何もできないとはならないように、よく議論していきたい。

(委員)

資料1 ページの3番目、都市計画変更の目的の中に「北のエコ・コンパクトシティ」へ方向転換したとありますが、この地区全体が、コンパクトシティ化するという考えなのか、教えてもらいたい。

(事務局)

平成22年度に滝川市で都市計画マスタープランを見直しております。これまで市街地を拡大するという計画でしたが、180° 方向転換をして、人口減少に向けて、まちがコンパクトになるように方向転換をしたものが平成22年度のマスタープランになっております。その中で、この地区も含めて、まち全体でコンパクトシティとなるように市街化していくことが重要となりますので、今回の地区計画の変更もコンパクトシティに寄与するものと考えております。

(会長)

ほかにございませんか。

無ければ、諮問第1号「滝川都市地区計画の変更について」、答申したいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

9 諮問第2号

滝川都市計画特別用途地区の変更について

(事務局)

配付資料に基づき、「滝川都市計画特別用途地区の変更」について内容説明を行った。

(会長)

諮問2号の説明が終わりました。何か質疑・意見等ございませんか。

(委員)

なし

(会長)

無ければ、諮問第2号「滝川都市計画特別用途地区の変更について」、答申したいと思いますよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(会長)

以上で、すべての議事の審議が終わりました。本日の諮問につきましては、諮問第1号より第2号を「可」として、事務局と答申書の作成について協議しますので、会長に一任してもらいます。

(会長)

最後にその他ですが、何かございますか。

(事務局)

今回の都市計画審議会の開催についてですが、平成28年度末から平成29年度初めに、公園の都市計画変更について審議いただく予定です。

(会長)

委員から、何かございますか。

(委員)

ありません。

10 閉会

会長から以上をもって都市計画審議会を終了する旨宣告。

報告資料	諮問第 1 号	滝川都市計画地区計画の変更について
	諮問第 2 号	滝川都市計画特別用途地区の変更について